

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年12月7日

【事業年度】 第67期(自平成18年1月1日至平成18年12月31日)

【会社名】 株式会社新井組

【英訳名】 ARAIGUMI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 酒井松喜

【本店の所在の場所】 兵庫県西宮市池田町12番20号

【電話番号】 西宮(0798)26局8156

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部副本部長 山下博行

【最寄りの連絡場所】 兵庫県西宮市池田町12番20号

【電話番号】 西宮(0798)26局8156

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部副本部長 山下博行

【縦覧に供する場所】 株式会社新井組東京本社
(東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号)

株式会社新井組横浜支店
(横浜市中区翁町2丁目7番地10)

株式会社新井組名古屋支店
(名古屋市東区筒井3丁目4番12号)

株式会社新井組大阪支店
(大阪市西区立売堀一丁目9番10号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年3月30日に提出いたしました第67期（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

及び

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

3 【配当政策】

(訂正前)

利益配分につきましては、経営基盤の強化並びに事業収益拡大のために内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様へ安定的に利益還元することを基本方針としております。

当期(第67期)の配当につきましては、受注環境が依然として厳しい状況が続いているため、業績及び経営環境等を総合的に勘案して引き続き無配といたしました。

内部留保につきましては、有利子負債の圧縮等財務体質の強化を行うための資金に充当いたします。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定めております。

(訂正後)

利益配分につきましては、経営基盤の強化並びに事業収益拡大のために内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様へ安定的に利益還元することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度(第67期)の配当につきましては、受注環境が依然として厳しい状況が続いているため、業績及び経営環境等を総合的に勘案して引き続き無配といたしました。

内部留保につきましては、有利子負債の圧縮等財務体質の強化を行うための資金に充当いたします。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

① ～ ⑤ <略>

(訂正前)

⑥ ⑦ ⑧ 記載なし

(訂正後)

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(イ) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(ロ) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(ハ) 取締役および監査役の実任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）がその職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の責任を法令が定める範囲で免除することができる旨を定款に定めております。